表三　子吉川水系

| 区分 | 名称 | 区間 上流端 | 区間 下流端 |
|---|---|---|---|
| 変更 旧 | 桂川 | 左岸　秋田県由利本荘市岩谷麓字高原二百四十九番地先<br>右岸　同市岩谷麓字野崎百二十八番の二地先 | 芋川への合流点 |
| 変更 新 | 桂川 | 左岸　秋田県由利本荘市岩谷麓字麓五十四番地先<br>右岸　同市同字高花百十番一地先 | 芋川への合流点 |

表四　木曽川水系

| 区分 | 名称 | 区間 上流端 | 区間 下流端 |
|---|---|---|---|
| 変更 旧 | 加納川 | 左岸　大垣市西之川町二丁目四一番三地先<br>右岸　同市同町二丁目一七番五地先 | 水門川への合流点 |
| 変更 新 | 加納川 | 左岸　大垣市北方町二丁目二七番地先<br>右岸　二安八都神戸町大字中沢字宮跡一七四番地先 | 水門川への合流点 |

表五　淀川水系

| 区分 | 名称 | 区間 上流端 | 区間 下流端 |
|---|---|---|---|
| 変更 旧 | 大井手川 | 左岸　京都府木津川市大字鹿背山小字熊ケ崎四十番地先<br>右岸　同町同字小字鐵砧百十一番地先 | 木津川への合流点 |
| 変更 新 | 大井手川 | 左岸　京都府木津川市大字鹿背山小字大木谷一番四<br>右岸　同市同大字同小字一番四 | 木津川への合流点 |

備考

一　（一）区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。

（二）区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであって、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。

二　これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成二十六年六月十三日現在のものである。

## ○国土交通省告示第六百八十八号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の指定区間を変更するため同条第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

前文中「平成二十六年四月七日」を「平成二十六年六月十三日」に改める。

表十八中田川及び二ッ石川の各項を削り、多田川の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 筒砂子川 | 宮城県加美郡加美町字滝沢筒砂子三番十一地先 | 宮城県加美郡加美町字滝沢筒砂子第南一一城十番地先 |
| | 同町字滝沢宮ケ森一番二十八地先 | 同町字滝沢宮ケ森一番二十八地先 |

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２６年（フ）第４９号**

三重県松阪市平成町26番地９
債務者　伊藤　　文
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２６年（フ）第１２号**

秋田市寺内児桜２丁目２番12号
債務者　鷲谷　嘉徳
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平川　信夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第８１号**

山形県村山市駅西17番17号　セブンハーフアウル館103、前住所山形県東根市宮崎４丁目２番21号　リバティーベルＢ―221
債務者　小野　　亨
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子英彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３６２号**

さいたま市桜区西堀９丁目14番１―401号
債務者　長岡　祐司
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂呂　敏宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第１７８７号**

大阪市港区八幡屋３丁目14番３―104号
債務者　矢野　宏造
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１７８８号**

大阪市港区八幡屋３丁目14番３―104号
債務者　矢野由紀子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部